

東京都公報

発行
東京都

目次

87

規則

- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務局人事部制度企画課）…一
- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定による不利益処分に係る聴聞に関する規則の一部を改正する規則……………（保健医療局健康安全部業務課）…一

規程（交）

- 東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………二
- 東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程……………三

規程（水）

- 東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………三

規程（下水）

- 東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程……………四

規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十五日

●東京都規則第百九十五号

東京都知事 小 池 百合子

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第五号中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第十一条の二第二号中「就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改める。

第十一条の四第三号中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

別記第四号様式(表)中「~~第二号~~」の次に、「~~第二号~~」を加え、同様式(裏)中

就業手当又は再就職手当の支給の有無を再就職手当の支給の有無に改める。

別記第六号様式中「~~(第二号)~~」の次に、「~~第二号~~」を加え、「~~や~~」を「~~や~~」に改める。

別記第七号様式中「~~や~~」を「~~や~~」に改める。

別記第十五号様式その一を削る。

別記第十五号様式その二中「~~や~~」を削り、同様式を別記第十五号様式その一とする。

別記第十五号様式その三中「~~や~~」を削り、同様式を別記第十五号様式その二とする。

別記第十五号様式その四中「~~や~~」を削り、同様式を別記第十五号様式その三とする。

附 則

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の退職手当に関する条例施行規則別記第四号様式、別記第六号様式、別記第七号様式及び別記第十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定による不利益処分に係る聴聞に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定による不利益処分に係る聴聞に関する規則の一部を改正する規則
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の規定による不利益処分に係る聴聞に関する規則（平成六年東京都規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに麻薬及び向精神薬取締法」を「麻薬及び向精神薬取締法」に、「に係る」を「並びに大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十二条の六第一項の規定による免許の取消しに係る」に改める。

附 則

この規則は、令和七年三月一日から施行する。

規 程（交）

●交通局規程第六十五号

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十一年交通局規程第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十一項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十二条の四第二号中「就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手

当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改める。

第十二条の六第三号及び第十四条第五項中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第二十六条第一項第一号及び第四項第二号、第二十七条の見出し、同条第一項第一号、第二十八条第一項第一号並びに第三十条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第二十一条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二十六条第一項第一号及び第四項第二号、第二十七条の見出し、同条第一項第一号、第二十八条第一項並びに第三十条第四項の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の東京都交通局企業職員の退職手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十二条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の適用を受ける職員のうち退職したものをいう。以下この項において同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規程（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の規程第二十六条第一項及び第四項、第二十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第三十条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

●交通局規程第六十六号

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

東京都交通局長 久 我 英 男

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程の一部を改正する規程

東京都交通局出納取扱金融機関等事務取扱規程（昭和三十九年交通局規程第十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

第十三条中「前条第一項の規定に基づき本局庁舎内において行う」を削り、同条を第十二条とする。

第十四条を第十三条とし、第十五条を第十四条とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

規 程（水）

●東京都水道局管理規程第二十六号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

東京都水道局長 西 山 智 之

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十一項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十四条の二第五項中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第十四条の三第二号中「就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改める。

第十四条の五第三号中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第二十条第一項第一号及び第五項第二号、第二十一条の見出し、同条第一項第一号、第二十二條第一項第一号並びに第二十四条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付則第二十一条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二十条第一項第一号及び第五項第二号、第二十一条の見出し、同条第一項第一号、第二十二條第一項第一号並びに第二十四条第四項の改正規定並びに附則第三項の規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の東京都水道局職員の退職手当に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第十一条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（東京都水道局職員の退職手当に関する規程第一条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの規程（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の規程第二十条第一項及び第五項、第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十四条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められてい

る罪につき起訴をされた者とみなす。

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第二十二号

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第八項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十一項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十四条第二項第五号中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第十四条の二第二号中「就業手当又は同令第八十二条の七第一項に規定する再就職手当」を「再就職手当に相当する退職手当」に改める。

第十四条の四第三号中「失業者退職手当支給台帳」を「失業者退職手当受給資格台帳」に改める。

第二十三条第一項第一号及び第五項第二号、第二十四条の見出し、同条第一項第一号、第二十五条第一項第一号並びに第二十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
付則第十九条中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二十三条第一項第一号及び第五項第二号、第二十四条の見出し、同条第一項第一号、

第二十五条第一項第一号並びに第二十七条第四項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程第十一条第八項（第四号に係る部分に限り、同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程第一条に規定する職員のうち退職したものをいう。以下同じ。）であつて施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

3 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びに附則第一項ただし書の改正規定の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、この規程による改正後の東京都下水道局企業職員の退職手当に関する規程第二十三条第一項及び第五項、第二十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

●東京都下水道局管理規程第二十三号

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年十二月二十五日

東京都下水道局長 佐々木 健

東京都指定排水設備工事事業者規程の一部を改正する規程

東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第一号から第三号まで」を「次の各号」に、「添付し、申請の際、第四号に掲げる書類を提示しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第三号中「専任の」を「選任する」に改め、同項第四号中「専任の」を「選任する」に改め、「責任技術者証」の下に「の写し」を加える。

第六条第一項第四号中「専任の」を「選任する」に改める。
第十条第四項中「前条第三項第三号」を「前条第三項第二号」に、「提示しなければ」を「添付しなければ」に改める。

第十九条第三号中「第十四条第一項第一号」を「第十五条第一項第一号」に改める。
別記第一号様式から第十二号様式までを次のように改める。

別記
第1号様式（第4条関係）

（表）

東京都指定排水設備工事事業者指定申請書

東京都下水道局長 殿

年 月 日

東京都下水道条例第7条の2第1項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の指定の申請をします。

フリガナ 商号又は名称			
代表者氏名	※ 下欄の該当する項目の□にレ印を記入してください。		
申請者（法人にあつては、代表者）が次の要件に該当しない旨の誓約 ☐ 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。 ☐ 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。			
フリガナ 事業所の名称	〒		
所在地			
所有形態	法人所有 ・ 代表者所有 ・ 賃貸借 （該当するものを○で囲んでください。）		
電話番号	※ 東京都下水道局のホームページで公開可能な番号を記入してください。		
メールアドレス	登録番号		
選任する排水設備工事責任技術者	氏名		

※ 上記以外に事業所がある場合は、裏面に記載してください。

(裏)

フリガナ 事業所の名称	〒	
所在地		
その他の事業所 選任する工事者 排水設備工事者 責任技術者	登録番号	氏名

フリガナ 事業所の名称	〒	
所在地		
その他の事業所 選任する工事者 排水設備工事者 責任技術者	登録番号	氏名

※ 記入欄が不足する場合は、こちらの面を複写して使用してください。

※ 商業登記事項証明書 ※法人の場合のみ
○事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し
○選任する排水設備工事責任技術者の雇用関係等を証明する書類
○選任する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し

※ この欄は、記入しないでください。

入力	収入確認	
----	------	--

第2号様式（第4条関係）

(表)

東京都指定排水設備工事事業者指定更新申請書		年 月 日
東京都下水道局長 殿		
東京都下水道条例第7条の2第3項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者の指定の更新の申請をします。		
指定番号	第	号
フリガナ 商号又は名称		
代表者氏名	※ 下欄の該当する項目の□にレ印を記入してください。	
☐ 申請者（法人にあつては、代表者）が次の要件に該当しない旨の誓約 ☐ 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。 ☐ 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。		
フリガナ 事業所の名称	〒	
所在地		
所有形態	法人所有 ・ 代表者所有 ・ 賃貸借 (該当するものを○で囲んでください。)	
電話番号	※ 東京都下水道局のホームページで公開可能な番号を記入してください。	
メールアドレス		
選任する工事者 排水設備工事者 責任技術者	登録番号	氏名

※ 上記以外に事業所がある場合は、裏面に記載してください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

ナリガナ事業所の名称	〒	
所在地		
その他の事業所	登録番号	氏名
選任する排水設備工事責任技術者		

ナリガナ事業所の名称	〒	
所在地		
その他の事業所	登録番号	氏名
選任する排水設備工事責任技術者		

※ 記入欄が不足する場合は、こちらの面を複写して使用してください。

添付書類	○商業登記事項証明書 ※法人の場合のみ ○事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し ○選任する排水設備工事責任技術者の雇用関係等を証明する書類 ○選任する排水設備工事責任技術者の排水設備工事責任技術者証の写し
------	---

※ この欄は、記入しないでください。

入力	収入確認
----	------

第3号様式（第5条関係）

東京都指定排水設備工事事業者証再交付申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の4第2項の規定により、東京都指定排水設備工事事業者証の再交付の申請をします。

再交付理由		
指定番号	第 号	
ナリガナ商号又は名称		
代表者氏名		
ナリガナ事業所の名称	〒	
主たる事業所	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

添付書類	○商業登記事項証明書 ※法人のみ ○事業所の建物登記事項証明書又は建物賃貸借契約書の写し
------	---

※ この欄は、記入しないでください。

発行	収入確認
----	------

第4号様式（第6条関係）

（表）

東京都指定排水設備工事事業者変更届

東京都下水道局長 殿

年 月 日

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第2項の規定により、東京都指定排水設備工事業者の変更事項について、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	第 号
フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	※ 代表者変更の場合は、下欄の該当する項目の□には印を記入してください。
☐ 申請者（法人にあつては、代表者）が次の要件に該当しない旨の誓約 ☐ 私は、精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。 ☐ 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。	
フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称	〒
主 たる 事 業 所 在 地	
所 有 形 態	法人所有 ・ 代表者所有 ・ 賃貸借 (該当するものを○で囲んでください。)
電 話 番 号	※ 東京都下水道局のホームページで公開可能な番号を記入してください。
メ ー ル ア ド レ ス	

※ 変更後の内容で記入してください。

（日本産業規格A列4番）

（裏）

変更内容

商号若しくは名称又は代表者氏名に係るもの

変更事項 (該当事項を○で囲んでください)	変更前	変更後
フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称		
代 表 者 氏 名		

主たる事業所に係るもの

変更事項 (該当事項を○で囲んでください)	変更前	変更後
フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称		〒
所 在 地 ・ 住 居 表 示		
電 話 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		

その他の事業所に係るもの（※ 新たに開設し、又は廃止した場合も届け出てください。）

変更事項 (該当事項を○で囲んでください)	変更前	変更後
フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称		〒
所 在 地 ・ 住 居 表 示		
フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称		〒
所 在 地 ・ 住 居 表 示		
フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称		〒
所 在 地 ・ 住 居 表 示		〒

添 付 書 類	○東京都指定排水設備工事事業者証 ○その他必要書類
---------	------------------------------

※ この欄は、記入しないでください。

発 行		入 力	
-----	--	-----	--

第5号様式（第6条関係）

排水設備工事責任技術者選任・選任解除届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第2項の規定により、排水設備工事責任技術者の選任・選任解除を届け出ます。

指 定 番 号	第 号
フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
主たる事業所の所在地	〒

選任又は選任解除をする排水設備工事責任技術者

区分 (該当する区分を ○印してください)	登録番号	氏 名	事業所の名称
選任・選任解除			
選任・選任解除			
選任・選任解除			
選任・選任解除			
選任・選任解除			
選任・選任解除			

添 付 書 類	○雇用関係等を証明する書類 (選任の届出の場合のみ)
---------	----------------------------

※ この欄は、記入しないでください。

入 力	
-----	--

(日本産業規格A列4番)

第6号様式（第6条関係）

排水設備工事業業廃業届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事業業者規程第6条第4項の規定により、排水設備工事業業の廃業を届け出ます。

指 定 番 号	第 号
フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
フ リ ガ ナ 事業所の名称	〒
主たる事業所の所在地	
電 話 番 号	
メー ル ア ド レ ス	

選任する排水設備工事責任技術者

登 録 番 号	氏 名

添 付 書 類	○東京都指定排水設備工事業業者証
---------	------------------

※ この欄は、記入しないでください。

入 力	
-----	--

(日本産業規格A列4番)

第6号様式の2（第6条関係）

排水設備工事事業者指定要件確認届

東京都下水道局長 殿

年 月 日

東京都指定排水設備工事事業者規程第6条第5項の規定により、東京都下水道条例第7条の3第2項第1号又は第2号に該当したことを届け出ます。

届 出 事 由

☐ 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。
☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。
注：該当する事項の□にシ印を記入してください。

指 定 番 号

第 号

フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称

代 表 者 氏 名

フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称

〒

主たる事業所

所在地

電話番号

メールアドレス

※ この欄は、記入しないでください。

入 力

(日本産業規格A列4番)

第7号様式（第9条関係）

排水設備工事責任技術者登録申請書

東京都下水道局長 殿

年 月 日

東京都下水道条例第7条の8第1項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の申請をします。

住 所

〒

電 話 番 号

フ リ ガ ナ 氏 名

生 年 月 日

年 月 日

添 付 書 類

☐住所を証明する書類
☐登録資格を証明する書類

振替払込請求書兼受領証（写し）
貼 付

次の要件に該当しない旨の誓約

☐ 私は、精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。
☐ 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

個人情報提供に係る同意

☐ 私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□にシ印を記入してください。

※ 以下の欄は、記入しないでください。

登 録 番 号

排水設備工事責任技術者 第 号

入 力

収入確認

(日本産業規格A列4番)

第8号様式（第9条関係）

排水設備工事責任技術者登録更新申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の8 第3項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の更新の申請をします。

住 所	〒
電 話 番 号	
フ リ ガ ナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号

添 付 書 類	○住所を証明する書類 ○登録資格を証明する書類	振替払込請求書兼受領証（写し） 貼 付
---------	----------------------------	------------------------

次の要件に該当しない旨の誓約

☐ 私は、精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを誓約します。

☐ 私は、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないことを誓約します。

☐ 個人情報提供に係る同意

☐ 私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□にシ印を記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

入 力		収入確認	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第9号様式（第10条関係）

排水設備工事責任技術者証再交付申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都下水道条例第7条の9 第2項の規定により、排水設備工事責任技術者証の再交付の申請をします。

再 交 付 理 由	〒
住 所	
電 話 番 号	
フ リ ガ ナ 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号

添 付 書 類	○登録資格を証明する書類	振替払込請求書兼受領証（写し） 貼 付
---------	--------------	------------------------

※ この欄は、記入しないでください。

発 行		収入確認	
-----	--	------	--

(日本産業規格A列4番)

第10号様式（第11条関係）

排水設備工事責任技術者変更届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第2項の規定により、排水設備工事責任技術者の変更事項について、次のとおり届け出ます。

登録番号	排水設備工事責任技術者 第	号
フリガナ	〒	
住所		
電話番号		

※ 変更後の内容で記入してください。

変更内容

変更事項 (該当事項を○で囲んでください)	変更前	変更後
住所又は住居表示	〒	〒
フリガナ	ナ	
氏名	名	
電話番号	号	

個人情報提供に係る同意

☐ 私は、排水設備工事責任技術者登録に関する自分の個人情報について、都内の下水道管理者に提供することに同意します。

注：該当する事項の□にシ印を記入してください。

添付書類	住所変更	○住所を証明する書類
	○排水設備工事責任技術者証の写し	
	住居表示変更	○住居表示変更証明書又は住所を証明する書類
(変更後のものを提出してください。)		○排水設備工事責任技術者証の写し
	氏名変更	○氏名を証明する書類
		○排水設備工事責任技術者証の写し

※ この欄は、記入しないでください。

入	力
---	---

(日本産業規格A列4番)

第11号様式（第11条関係）

排水設備工事責任技術者登録抹消申請書

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第3項の規定により、排水設備工事責任技術者の登録の抹消の申請をします。

住所	〒
電話番号	
フリガナ	ナ
氏名	名
生年	年
月	月
日	日
登録番号	排水設備工事責任技術者 第
	号

【提出者】

住所 _____
氏名 _____

続柄 _____
(本人以外の者が申請を行う場合のみ記入してください。)

添付書類	○排水設備工事責任技術者証
------	---------------

※ この欄は、記入しないでください。

入	力	技術者証
---	---	------

(日本産業規格A列4番)

第12号様式（第11条関係）

排水設備工事責任技術者登録要件確認届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第11条第4項の規定により、下記のとおり届け出ます。

届 出 事 由	☐ 精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態にある。 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない状態にある。 注：該当する事項の□にシ印を記入してください。
---------	---

住 所	〒
電 話 番 号	
フ リ ガ ナ 氏 名	
登 録 番 号	排水設備工事責任技術者 第 号

住 所	〒
電 話 番 号	
フ リ ガ ナ 氏 名	
親族 ・ 代理人 (該当するものを○で囲んでください。)	

※ この欄は、記入しないでください。

入 力	
-----	--

「（メールアドレス）をメールアドレスに改める。
別記第十四号様式中（フリガシミリ番号）」
別記第十五号様式を次のように改める。

第15号様式（第15条関係）

指定試験等機関変更届

年 月 日

東京都下水道局長 殿

東京都指定排水設備工事事業者規程第15条第2項の規定により、指定試験等機関の変更事項について、次のとおり届け出ます。

主たる事務所の所在地	〒
名 称	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

※ 変更後の内容で記入してください。

変更内容

変更事項 (該当事項を○で囲んでください)	変更前	変更後
名 称	〒	〒
主たる事務所の所在地		
代 表 者 氏 名		
電 話 番 号		
メ ー ル ア ド レ ス		

添 付 書 類	○定款及び法人登記事項証明書
---------	----------------

注：変更後のものを提出してください。

（日本産業規格A列4番）

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に、この規程による改正前の東京都指定排水設備工事事業者規程（以下「旧規程」という。）別記第一号様式又は第二号様式によりなされた申請であつて、この規程の施行の際、当該申請に係る処分がされていないものは、この規程による改正後の東京都指定排水設備工事事業者規程による申請とみなす。
- 3 この規程の施行の際、旧規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
電話 〇三(五三二二)一〇一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
三 鈴 印 刷 株 式 会 社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一
電話 〇三(五二七六)〇八一一(代)

郵便番号
101-0051